2021年1月**I5**日

株式会社東京証券取引所 代表 取締役 社長 殿

本	店	所	在	地	東京都千代田区西神田三丁目 2-1
不動	産投資	言託証	券発	行者名	投資法人みらい
					(コード:3476)
代表	長者の) 役 耶		氏 名	執行役員 菅沼 通夫
(署	:	名)	管沼道夫

当投資法人の執行役員である 菅沼 通夫 は、当社の 2020 年 5 月 1 日から 2020 年 10 月 31 日までの第 9 期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則(平成 1 8 年内閣府令第 4 7 号)第 7 1 条から第 7 5 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至った理由は下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)の規定により、その資産の運用に係る業務及び資産運用報告の作成等、開示に係る業務について三井物産・イデラパートナーズ株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)に委託しております。また、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を令和アカウンティング・ホールディングス株式会社(以下「一般事務受託者」といいます。)に、納税に関する事務等を税理士法人令和会計社に委託しております。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社の関係各部署が把握している重要な情報を勘案した上で、原案を作成しております。当該原案については、法律に係る記載内容について、それぞれ必要に応じて法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計監査人による監査を受けて作成しております。なお、作成された資産運用報告は、投信法第131条第2項の規定に基づき、2020年12月14日付本投資法人の役員会で承認を得て提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

(1) 開示に係る業務を委託している資産運用会社において、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公 平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制の整備が行われ、かつ実施されていることを 確認していること。

- (2) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。
- (3) 本投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人より、投信法第 130 条に規定する会計監査人の監査を受け、同法第 131 条に規定する会計監査報告を受領していること。
- (4) 資産運用報告の作成にあたって、投信法に対する適正性については、必要に応じて本投資法人の法律 顧問である長島・大野・常松法律事務所、税務に係る適正性については、本投資法人の税務顧問であ る税理士法人令和会計社の助言及び確認をそれぞれ得ていること。

以上